

## 4 関係法規

### 島田市博物館条例

平成 17 年 5 月 5 日

島田市条例第 154 号

(設置)

第 1 条 島田市は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 博物館及びその分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市博物館	島田市河原一丁目 5 番 50 号
島田市博物館分館	島田市河原二丁目 16 番 5 号

(職員)

第 3 条 島田市博物館（以下「博物館」という。）に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古、歴史、民俗等に関する博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- (5) 博物館資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (7) 他の博物館と協力し、情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。
- (8) 学校、図書館、公民館等と協力し、その活動を援助すること。
- (9) 博物館活動等に伴う学習会及び展示のために施設を提供すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(観覧料)

第 5 条 博物館の展示品等を観覧しようとする者は、1 人 1 回につき 300 円（20 人以上の団体の場合は、240 円）の観覧料及び次項の観覧料を納めなければならない。

2 市長は、特別な企画で展示した場合、別に観覧料を定めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの者及び小学校若しくは中学校又はこれらの学校に準ずる学校に在学する者の観覧料は、無料とする。

4 市と契約した旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の登録を受けた者をいう。）のあつせんによる観覧者に係る観覧料については、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約により、当該旅行者が納めなければならない。

(観覧料の減額又は免除)

第 6 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第 7 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 展示品等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 館内の秩序を乱し、又は入館者に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号のほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用許可)

第 9 条 博物館の整理工作室、市民ロビー等（以下「博物館の施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が博物館の施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 第 9 条の規定に基づき使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、博物館の施設を許可された目的以外に使用

し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第12条 使用者は、博物館の施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (3) 前2号のほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、博物館の施設の使用が終わったとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第16条 法第20条第1項の規定に基づき、博物館に島田市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 島田市博物館協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

4 協議会の委員は定数は、10人以内とする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市博物館条例(平成3年島田市条例第38号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以後に最初に任命される協議会の委員の任期は、第16条第3項本文の規定にかかわらず、任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月30日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第19条の規定による改正前の博物館法(昭和26年法律第285号)第21条の規定により委嘱されている島田市博物館協議会の委員は、施行日に改正後の第16条第2項の規定により島田市博物館協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成25年3月29日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

# 島田市博物館条例施行規則

平成 17 年 5 月 5 日

島田市教育委員会規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島田市博物館条例（平成 17 年島田市条例第 154 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長等)

第 1 条の 2 条例第 3 条の館長は、教育部博物館の課長の職にある職員をもって充てる。

2 条例第 3 条の学芸員その他必要な職員は、教育部博物館課博物館係の職員をもって充てる。

3 博物館に、名誉館長を置くことができる。

(平 24 教委規則 9・追加、平 26 教委規則 2・一部改正)

(開館時間)

第 2 条 博物館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、休館日としない。)

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(平 29 教委規則 5・一部改正)

(観覧券)

第 4 条 常設展示及び特別展示を観覧しようとする者は、条例第 5 条第 1 項の規定により観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。

(観覧料の免除)

第 5 条 条例第 6 条の規定による観覧料の免除は、次による。

(1) 小学校若しくは中学校又はこれらの学校に準ずる学校に在学する者を引率する者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。

(2) 市又は教育委員会が主催する教育、学術又は文化に係る研修として観覧するとき。

(3) 前 2 号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平 22 教委規則 1・一部改正)

(遵守事項)

第 6 条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 館内で喫煙しないこと。

(3) 許可を受けずに展示品の撮影をしないこと。

(4) 許可を受けずに募金若しくは物品の販売又はこれらに類する行為をしないこと。

(5) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の申請)

第 7 条 条例第 9 条の規定により博物館の施設の使用許可を受けようとする者は、博物館使用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出する時期は、使用日の属する月の 1 月前から使用日の 1 週間前までとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第 8 条 教育委員会は、前条第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、博物館使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

(博物館資料の閲覧及び撮影)

第 9 条 教育委員会は、調査研究等のため必要があると認めるときは、博物館の所有する資料（以下「博物館資料」という。）の閲覧及び撮影を許可することができる。

2 博物館資料の閲覧及び撮影をしようとする者は、博物館資料閲覧（撮影）申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項に規定する申請書が提出された場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、博物館資料閲覧（撮影）許可書（様式第 4 号）を交付する。

(博物館資料の貸出し)

第 10 条 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出申請書（様式第 5 号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、博物館資料の館外貸出しが適当であると認めるときは、博物館資料館外貸出許可書（様式第 6 号）を交付するものとする。

3 博物館資料の館外貸出期間は、30 日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(資料等の寄贈)

第 11 条 博物館に資料等を寄贈しようとする者は、目録を添えて、

教育委員会に申し出るものとする。

(資料等の寄託)

第12条 博物館に資料等を寄託しようとする者は、資料等寄託申請書(様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 寄託を受けたときは、資料等受託書(様式第8号)を交付する。
- 3 受託物は、特別の場合のほか、博物館所蔵のものと同一の取扱いをするものとし、災害その他避けられない事由により損害を生じたときは、教育委員会は、その責めを負わない。
- 4 受託物は、資料等受託書と引換えに返還する。

(博物館協議会の会長等)

第13条 条例第16条に規定する島田市博物館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(平24教委規則9・一部改正)

(協議の会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平24教委規則9・一部改正)

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、教育部博物館課において処理する。

(平24教委規則9・平31教委規則2・一部改正)

(事業実績の報告)

第15条の2 館長は、毎月10日までに、前月において博物館が行った事業の実績を教育長に報告しなければならない。

(平24教委規則9・追加)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市博物館条例施行規則(平成4年島田市教育委員会規則第5号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月30日教委規則第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日教委規則第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。